

所管部課	教育部 教育指導課		部長	小俣 学	
件名	東大和市学校研究奨励事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱につ				
	いて	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>児童・生徒の学力向上を図ることを目的に、各校で実施する校内研究を充実させるため、研究主任会を設置するにあたり、上記要綱の文言の一部を改めるものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第2条第2項「校内研究奨励校」を「学力向上校内研究奨励校」と改める。</p> <p>② 第2条第3項「L S Iプロジェクトチーム」を「研究主任会」と改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 学力向上に係る取り組みについて、教員の意識を高めることができる。</p> <p>② 学力の実態に応じた授業力向上に係る研究を、実施することができる。</p> <p>③ L S Iプロジェクトチームで扱っていた内容は、研究主任会での取り組みに内包される。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。